

少年法又は若年者処遇に関する意見書

社会福祉法人 南高愛隣会
前 理事長 田島 良昭

一. 少年法の適用対象年齢の引下げについて

選挙権年齢、民法の成年年齢が引き下げられた場合は、当然、少年法の適用対象年齢も引き下げるべきである。

ただし、引き下げられた事により被る不利益については、何らかの配慮をすべきである。

少年法と成年に対する法の格差があまりに大きいため、適用対象年齢の引き下げにも反対の意見が多いが、むしろこの機会に成年者処遇に目を向ける必要がある。

二. 若年者処遇と成年者処遇の違いと問題点

両法の違いは、「改善更生のための処遇」と「懲らしめの刑罰を行う処遇」で、同一国家で平然と実施されているのが不思議でならない。

「人生50年」の時代や「大日本帝国憲法」の古い時代とは違い、国民一人一人を大切に考え、法の下にすべての人は平等で「罪を憎んでも人を憎まず」と教えられてきた国民が多い。「人生80年」の時代になって25年が過ぎ、少子高齢化社会と言われて久しい。

刑の執行停止が認められる70歳以上の人が少年法の適用対象者より多くなった今、一日も早い刑罰を含めた刑事政策の見直しを進めていただきたい。

三. 刑事施設内処遇と地域社会内処遇

・近年、刑務所は処遇改善のための努力を積み重ねておられるが、社会自立や再犯防止、就労促進等の視点で言うと、少年院に比べると遅れている。

理由は3つ

- ① 受刑者の約半数は何らかの社会適応能力に問題のある人であること。
- ② 懲役刑である為、軽作業中心であり労働能力は日々低下する。
- ③ 犯罪や障害の特性に合わせた個別指導が必要だが集団処遇しか出来ない。
現行の懲役刑は矯正効果が低い。鑑別所の様な個別分類が必要。
満期出所は再犯増進に繋がる。仮出所は最低、刑期の半分が必要。
重度の障害者や処遇困難者は刑の執行停止をする。

・刑の一部執行猶予の制度

施設内処遇と社会内処遇を一体とした矯正教育が出来るが、施設内処遇は徹底した基本訓練（逞しい体、逞しい精神力）が必要。犯した罪に対する反省。薬物依存症については社会内でのナイトケアの強化が大切で特に更生保護施設の果たす役割が大きい、現在の体制では難しい。